

令和 7 年度鴨川市立国保病院運営協議会第 3 回会議 次第

令和 7 年11月12日（水）

午後 3 時から

鴨川市立国保病院 会議室

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 議事
 - （1）鴨川市病院事業会計上半期事業の概況について
 - （2）令和 7 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 1 号）について
 - （3）国保病院の使用料及び手数料の見直しについて
- 4 その他
- 5 閉会

令和 7 年度鴨川市病院事業上半期業務状況報告書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで)

1. 総括事項

本年度も市立病院として地域住民の健康保持、増進及び疾病の治療のため診療活動や予防活動のほか、在宅医療の推進のため訪問看護、訪問診療等を行い、地域医療を取り巻く経営環境が厳しい中、より良い医療を提供すべく努力を傾注いたしております。

2. 業務について

診療面における令和 7 年 9 月末現在の患者利用状況は、入院患者延数 8,918 人、外来患者延数 21,726 人で、対前年同期比では、入院患者延数では 219 人の増加、外来患者延数では 1,844 人の増加でありました。

外来患者数増加の主な要因は、訪問診療において、訪問歯科診療に係る患者数が増加したことなどによるものです。

3. 経理について

経営面においては、収益合計は 598,181,174 円となり、対前年度比 29,666,140 円の増加となりました。主な内訳としては、入院収益は入院患者延数の増加に伴い、対前年度比 9,687,023 円の増加、外来収益は外来患者延数の増加に伴い、対前年度比 13,379,149 円の増加となりました。

費用合計は 584,018,927 円で、給与費は人事院勧告等に準じた給与改定等に伴い対前年度比 31,547,093 円の増となりました。

上半期において、収益から費用を差し引いた差引収支は 14,162,247 円となり対前年度比 773,213 円の減となりました。

上 半 期 事 業 の 概 況

(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)

※税抜き

月	収益			費用			差引収支			入院患者延数			外来患者延数		
	当年度 (円)	前年同期 (円)	前年比 (円)	当年度 (円)	前年同期 (円)	前年比 (円)	当年度 (円)	前年同期 (円)	前年比 (円)	当年度 (人)	前年同期 (人)	前年比 (人)	当年度 (人)	前年同期 (人)	前年比 (人)
4	92,257,053	91,862,725	394,328	74,151,334	71,241,386	2,909,948	18,105,719	20,621,339	▲ 2,515,620	1,451	1,481	▲ 30	3,475	3,284	191
5	111,506,873	92,777,590	18,729,283	116,475,717	97,504,202	18,971,515	▲ 4,968,844	▲ 4,726,612	▲ 242,232	1,522	1,454	68	3,583	3,346	237
6	96,568,356	89,267,549	7,300,807	129,655,310	125,310,731	4,344,579	▲ 33,086,954	▲ 36,043,182	2,956,228	1,442	1,342	100	3,583	3,316	267
7	93,449,288	93,457,356	▲ 8,068	89,805,133	86,104,298	3,700,835	3,644,155	7,353,058	▲ 3,708,903	1,490	1,367	123	3,948	3,243	705
8	102,845,913	98,377,373	4,468,540	84,306,486	82,577,847	1,728,639	18,539,427	15,799,526	2,739,901	1,539	1,516	23	3,567	3,468	99
9	101,553,691	102,772,441	▲ 1,218,750	89,624,947	90,841,110	▲ 1,216,163	11,928,744	11,931,331	▲ 2,587	1,474	1,539	▲ 65	3,570	3,225	345
上半期計	598,181,174	568,515,034		584,018,927	553,579,574		14,162,247	14,935,460		8,918	8,699		21,726	19,882	
	前年度比較			前年度比較			前年度比較			前年度比較			前年度比較		
	29,666,140			30,439,353			▲ 773,213			219			1,844		
	5.2%			5.5%			-5.2%			2.5%			9.3%		

科目	収 益					
	当年度上半期		前年度上半期		前年度比	
	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	増減率 (%)
1. 事業収益	598,181,174	100.0	568,515,034	100.0	29,666,140	5.2
(1) 医業収益	590,290,572	98.7	561,117,213	98.7	29,173,359	5.2
イ 入院収益	323,220,186	54.0	313,533,163	55.1	9,687,023	3.1
ロ 外来収益	189,463,096	31.7	176,083,947	31.0	13,379,149	7.6
ハ その他医業収益	19,800,784	3.3	16,942,178	3.0	2,858,606	16.9
ニ 訪問看護ステーション収益	32,969,753	5.5	31,862,652	5.6	1,107,101	3.5
ホ 居宅介護支援収益	11,018,150	1.8	9,534,490	1.7	1,483,660	15.6
ヘ 訪問介護ステーション収益	9,819,279	1.6	8,395,681	1.5	1,423,598	17.0
ト 地域包括支援センター収益	594,520	0.1	580,940	0.1	13,580	2.3
チ 訪問リハビリテーション収益	3,404,804	0.6	4,184,162	0.7	▲ 779,358	▲ 18.6
(2) 医業外収益	7,890,602	1.3	7,397,821	1.3	492,781	6.7
(3) 特別利益						-

科目	費 用					
	当年度上半期		前年度上半期		前年度比	
	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	増減率 (%)
1. 事業費	584,018,927	100.0	553,579,574	100.0	30,439,353	5.5
(1) 医業費用	579,739,984	99.3	549,075,275	99.2	30,664,709	5.6
イ 給与費	404,410,517	69.2	372,863,424	67.4	31,547,093	8.5
ロ 材料費	48,631,139	8.3	51,386,829	9.3	▲ 2,755,690	▲ 5.4
ハ 経費	93,904,765	16.1	91,313,479	16.5	2,591,286	2.8
ニ 減価償却費						-
ホ 資産減耗費	93,042		512,689	0.1	▲ 419,647	▲ 81.9
ヘ 研究研修費	32,700,521	5.6	32,998,854	6.0	▲ 298,333	▲ 0.9
(2) 医業外費用	4,278,943	0.7	4,504,299	0.8	▲ 225,356	▲ 5.0
(3) 特別損失						-

構成比については、端数処理の関係上、合計が必ずしも一致しない。

鴨川市病院事業貸借対照表及び損益計算書

令和7年9月30日現在

(税抜)

借 方			貸 方		
残 高	合 計	計 月	勘 定 科 目	合 計	計 月
2,520,100,489	3,450,776,774		固定資産	930,676,285	
2,363,823,667	3,294,499,952		有形固定資産	930,676,285	
16,381,944	16,381,944		土地		
2,281,883,161	2,281,883,161		建物		
			建物減価償却累計額	291,597,372	291,597,372
41,282,027	41,282,027		建物附属設備		
			建物附属設備減価償却累計額	38,704,284	38,704,284
309,364,871	309,364,871		構築物		
			構築物減価償却累計額	103,711,436	103,711,436
480,696,967	480,696,967		器械備品		
			器械備品減価償却累計額	376,849,823	376,849,823
1,428,182	1,428,182		車両運搬具		
			車両運搬具減価償却累計額	321,340	321,340
163,462,800	163,462,800		リース資産		
			リース資産減価償却累計額	119,492,030	119,492,030
156,276,822	156,276,822		投資その他資産		
156,276,822	156,276,822		長期前払消費税		
677,212,536	1,977,713,230	202,480,504	流動資産	237,451,377	1,300,500,694
476,809,385	1,194,264,409	105,511,674	現金預金	139,174,962	717,455,024
476,809,385	1,194,264,409	105,511,674	現金預金	139,174,962	717,455,024
178,831,775	726,049,451	88,354,633	未収金	91,874,698	547,217,676
178,161,031	702,701,889	88,354,633	医業未収金	91,874,698	524,540,858
670,744	20,597,562		医業外未収金		19,926,818
	2,750,000		その他未収金		2,750,000
			貸倒引当金	336,000	336,000
5,762,017	41,254,011	5,958,998	貸倒引当金	336,000	336,000
5,762,017	41,254,011	5,958,998	貯蔵品	6,401,717	35,491,994
16,145,359	16,145,359	2,655,199	貯蔵品	6,401,717	35,491,994
15,445,359	15,445,359	2,655,199	その他流動資産		
700,000	700,000		仮払消費税		
			その他流動資産		
			固定負債	1,727,071,232	1,727,071,232
			企業債	1,674,464,225	1,674,464,225
			建設改良等の財源充当の企業債	1,674,464,225	1,674,464,225
			リース債務	14,008,930	14,008,930
			リース債務	14,008,930	14,008,930
			引当金	38,598,077	38,598,077
			修繕引当金	38,598,077	38,598,077
	348,769,485	85,693,714	流動負債	38,794,097	447,571,270
	42,669,929	42,669,929	企業債		85,357,341
	42,669,929	42,669,929	建設改良等の財源充当の企業債		85,357,341
	13,500,230	2,496,820	リース債務		29,961,840
	13,500,230	2,496,820	リース債務		29,961,840
	250,798,148	40,526,965	未払金	38,356,179	288,029,332
	247,058,384	40,526,965	医業未払金	38,356,179	284,289,568
	1,663,164		医業外未払金		1,663,164
	2,076,600		未払消費税		2,076,600
	41,801,178		引当金		41,801,178
	41,801,178		賞与引当金		41,801,178
			その他流動負債	437,918	2,421,579
			仮受消費税	437,918	2,421,579
	151,998,797		繰延収益		416,051,837
			長期前受金		416,051,837
			長期前受金		416,051,837
151,998,797	151,998,797		長期前受金収益化累計額		
151,998,797	151,998,797		長期前受金収益化累計額		
			資本金	1,135,249,054	1,135,249,054
			自己資本金	1,135,249,054	1,135,249,054
			自己資本金	1,135,249,054	1,135,249,054
			剰余金	-42,024,333	-42,024,333
			資本剰余金	25,119,582	25,119,582
			寄付金	3,900,000	3,900,000
			負担金	7,542,000	7,542,000
			補助金	13,677,582	13,677,582
			利益剰余金	-67,143,915	-67,143,915
			減価積立金	18,800,000	18,800,000
			前年度未処分利益剰余金	-85,943,915	-85,943,915
3,197,313,025	5,929,258,286	288,174,218	* — — 小 計 — — *	276,245,474	5,915,096,039
					3,183,150,778

借 方			貸 方		
残 高	合 計	計 当 月	勘 定 科 目	合 計	残 高
	累 計			当 月	
			事業収益	101,553,691	598,181,174
			医業収益	100,503,446	590,290,572
			入院収益	55,902,561	323,220,186
			外来収益	32,059,352	189,463,096
			その他医業収益	3,429,157	19,800,784
			訪問看護ステーション収益	4,932,718	32,969,753
			居宅介護支援収益	1,904,430	11,018,150
			訪問介護ステーション収益	1,710,944	9,819,279
			地域包括支援センター収益	106,580	594,520
			訪問リハビリテーション収益	457,704	3,404,804
			医業外収益	1,050,245	7,890,602
			補助金		2,100,000
			その他医業外収益	1,050,245	5,790,602
584,018,927	584,018,927	89,624,947	事業費		
579,739,984	579,739,984	85,729,345	医業費		
404,410,517	404,410,517	55,442,744	給与費		
48,631,139	48,631,139	8,372,895	材料費		
93,904,765	93,904,765	15,926,205	経費		
93,042	93,042	6,901	資産減耗費		
32,700,521	32,700,521	5,980,600	研究研修費		
4,278,943	4,278,943	3,895,602	医業外費用		
3,822,164	3,822,164	3,822,164	支払利息及び企業債取扱諸費		
456,779	456,779	73,438	その他医業外費用		
584,018,927	584,018,927	89,624,947	* -- 小 計 -- *	101,553,691	598,181,174
3,781,331,952	6,513,277,213	377,799,165	* -- 合 計 -- *	377,799,165	6,513,277,213
					3,781,331,952

第1条 令和7年度鴨川市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度鴨川市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（4）主要な建設改良事業

建設改良費「52,877千円」を「55,517千円」に。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	事業収益	1,609,983 千円	△ 2,640 千円	1,607,343 千円
第1項	医業収益	1,469,982 千円	△ 7,359 千円	1,462,623 千円
第2項	医業外収益	140,001 千円	4,719 千円	144,720 千円
		支	出	
第1款	事業費	1,609,983 千円	△ 2,640 千円	1,607,343 千円
第1項	医業費用	1,537,034 千円	△ 2,640 千円	1,534,394 千円

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,354千円は、過年度分損益勘定留保資金 77,195千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 159千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	60,460 千円	3,061 千円	63,521 千円
第3項	補助金	0 千円	3,061 千円	3,061 千円
		支	出	
第1款	資本的支出	138,235 千円	2,640 千円	140,875 千円
第1項	建設改良費	52,877 千円	2,640 千円	55,517 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	18,441
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	11,900
臨床検査等の病院業務に係る委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	22,602
事務機器等に係る賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	5,683

令和7年 月 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

1) 令和7年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業収益			1,609,983	△ 2,640	1,607,343		
	1 医業収益		1,469,982	△ 7,359	1,462,623		
		2 外来収益	499,095	△ 4,439	494,656	外来収益	△ 4,439
		3 その他医業収益	45,171	△ 2,920	42,251	室料差額収益	△ 2,920
	2 医業外収益		140,001	4,719	144,720		
		4 負担金交付金	18,448	2,589	21,037	負担金	51
						交付金	2,538
		6 補助金	0	2,130	2,130	県補助金	2,130

支

出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業費			1,609,983	△ 2,640	1,607,343		
	1 医業費用		1,537,034	△ 2,640	1,534,394		
		3 経費	257,874	△ 2,640	255,234	消耗備品費	△ 2,640

資本的收入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的收入			60,460	3,061	63,521		
	3 補助金		0	3,061	3,061		
		1 補助金	0	3,061	3,061	国民健康保険特別会計補助金等	3,061

支

出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的支出			138,235	2,640	140,875		
	1 建設改良費		52,877	2,640	55,517		
		1 有形固定資産購入費	48,847	2,640	51,487	医療器械等購入費	2,640

2) 令和7年度鴨川市病院事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	0	0	0
減価償却費	142,087	0	142,087
引当金の増減額(△は減少)	3,634	0	3,634
長期前受金戻入額	△ 10,958	0	△ 10,958
長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 203	0	△ 203
有形固定資産除却損	783	0	783
未収金の増減額(△は増加)	6,000	0	6,000
未払金の増減額(△は減少)	△ 4,000	0	△ 4,000
たな卸資産の増減額(△は増加)	0	0	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	137,343	0	137,343
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 44,205	△ 2,640	△ 46,845
国庫補助金等による収入	0	3,061	3,061
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,205	421	△ 43,784
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	13,000	0	13,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 85,358	0	△ 85,358
他会計からの出資による収入	47,460	0	47,460
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,898	0	△ 24,898
資金増加額	68,240	421	68,661
資金期首残高	555,817	15,798	571,615
資金期末残高	624,057	16,219	640,276

資料 3 - 1

令和 7 年 11 月 12 日
国保病院運営協議会

国保病院の使用料及び手数料の見直しについて

1 趣旨

国保病院における室の使用料、交通事故に係る診療費及び文書の交付に係る手数料について、見直しを行うもの。

2 見直しを行う理由

- (1) 千葉県内の他の公立病院の使用料及び手数料等との比較において格差が生じているものがあること。
- (2) 室の使用料について、平成 17 年 2 月 11 日の新鴨川市設置時から消費税の税率改正に伴うもの以外の改定を行っていないことに加え、令和 3 年の新病院開設時に新鴨川市設置時の料金を踏襲していること。
診断書、証明書等の文書の交付に係る手数料について、平成 9 年から消費税の税率改正に伴うもの以外の改定を行っていないこと。
- (3) 物価、人件費等の上昇により費用が収益を上回っていること。

3 室の使用料

(1) 室の現状

個室 A	18.5 m ²	トイレ	洗面	テレビ	冷蔵庫	ソファ	シャワー	(6 室)
個室 B	18.5 m ²	トイレ	洗面	テレビ	冷蔵庫	ソファ		(2 室)
個室 C	15.1 m ²	トイレ	洗面	テレビ	冷蔵庫			(13 室)
個室他	15.1 m ²	トイレ	洗面					(49 室)
合計 70 室								

(2) 現行の使用料

旧病院		現行	
特別室 A	15 m ²	6,600 円	個室 A 18.5 m ² 5,500 円
特別室 B	15 m ²	5,500 円	個室 B 18.5 m ² 4,400 円
特別室 C	10.5 m ²	3,300 円	個室 C 15.1 m ² 1,980 円
個室 A	10.5 m ²	1,870 円	
個室 B	10.5 m ²	1,100 円	

※ 金額は、1 日当たりの金額で消費税を含む。

(3) 令和 6 年度の収益

個室 A 5,500 円 × 1,892 件 = 10,406,000 円

個室 C 1,980 円 × 3,554 件 = 7,036,920 円 合計 17,442,920 円

(4) 見直し案 1

	現行	見直し案
個室A	5,500 円	6,600 円
個室B	4,400 円	4,400 円
個室C	1,980 円	3,300 円

【理由】

個室A 県内公立病院のシャワー付き個室のうち最も低い額の使用料が 4,400 円～11,000 円であること。

安房地域の民間病院のシャワー付き個室のうち最も低い料金が 7,700 円～16,500 円であること。

個室B 県内公立病院のシャワー付き個室の使用料とシャワーなし個室の使用料の差が 0～5,500 円であること

個室C 県内公立病院の個室のうち最も低い額の使用料が 3,300 円～8,800 円であること。

安房地域の民間病院の個室のうち最も低い額の使用料が 4,950 円～7,700 円であること。

【県内公立病院の状況】（令和 7 年 6 月現在公表金額）

	シャワー付き個室の 最低使用料（円）	個室の最低使用料 （円）
鴨川市立国保病院	5,500	1,980
旭中央病院	7,920	6,600
君津中央病院	8,250	6,600
松戸市立総合医療センター	8,800	8,800
さんむ医療センター	8,800	5,500
長生病院		3,300
香取おみがわ医療センター		6,600
多古中央病院		4,400
匝瑳市民病院		3,300
東陽病院		4,400
大網病院	11,000	5,500
東庄病院		3,300
鋸南病院		3,850
富山国保病院	4,400	4,400

【安房地域の民間病院の状況】（令和 7 年 6 月現在公表金額）

	シャワー付き個室の 最低使用料（円）	個室の最低使用料 （円）
鴨川市立国保病院	5,500	1,980
亀田総合病院	16,500	16,500
東条病院	9,900	4,950
小田病院	7,700	5,500

安房地域医療センター	11,000	7,700
館山病院		6,600

(5) 見直し案1による増額見込み

個室A 6,600円×1,892件=12,487,200円

個室C 3,300円×3,554件=11,728,200円 合計 24,215,400円

(3)との差 6,772,480円

(6) 見直し案2

患者の住所が本市以外である場合の使用料の額を(4)の額の150%の額とする。(被保険者証に記載された住所による。)

【理由】

県内公立病院のうち本市を除く全ての病院において市外居住者の使用料が別に定められており、その率が110%~200%であること。

【県内公立病院の状況】(令和7年6月現在公表数値)

	市外居住者の使用料の率(%)
鴨川市立国保病院	0
旭中央病院	125
君津中央病院	120
松戸市立総合医療センター	150
さんむ医療センター	113~120
長生病院	130
香取おみがわ医療センター	130
多古中央病院	117~200
匝瑳市民病院	120
東陽病院	120
大網病院	110
東庄病院	130~133
鋸南病院	120
富山国保病院	120

(7) 見直し案2による増額見込み

令和6年度の入院者数 449人

市内 287人(63.92%)

市外 162人(36.08%)

(24,215,400円×63.92%) + (24,215,400円×36.08%×150%) = 28,583,858円

(5)との差 4,368,458円

(8) 増額見込み合計

11,140,938円

4 交通事故に係る診療費

(1) 現行 1点当たり15円

(2) 見直し案 1点当たり20円

【理由】

県内公立病院 15 のうち 8 の病院において 1 点当たり 20 円であること。

鴨川市立国保病院、富山国保病院及び鋸南病院のみが 1 点当たり 15 円であること。

(3) 令和 6 年度収益

入院自賠責保険収益 164,690 円

外来自賠責保険収益 943,161 円 合計 1,107,851 円

(4) (2)による増額見込み

1,107,851 円 / 15 円 × 20 円 = 1,477,134 円

(3)との差

369,283 円

5 文書の交付に係る手数料

(1) 現行と見直し案

現行		見直し案	
死体検案書	4,400 円	死体検案書	6,600 円
死亡診断書	3,300 円	死亡診断書・証明書	4,400 円
特殊診断書	4,400 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のもので規則で定めるもの	5,500 円
普通診断書 健康診断書 身体検査書 記載内容が複雑な証明書	2,200 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常の程度のもので規則で定めるもの	3,300 円
記載内容が簡単な証明書	550 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のもので規則で定めるもの	1,100 円
		領収金額証明書(1月分) 医師の証明を要しない証明書	550 円

【理由】

県内公立病院の手数料との格差があるため、増額するもの。

(2) (1)による増額見込み 1,000 円 × 400 通 = 400,000 円

400,000 円

6 スケジュール

令和 7 年	11 月	28 日	第 4 回市議会定例会(議案提出)
	12 月	下旬	条例公布
令和 8 年	1 月		周知
	4 月	1 日	施行

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について
鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例を次のように制定する。

令和 7 年 月 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 149 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 鴨川市立国保病院の施設を利用する者から徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）については、この条例の定めるところによる。

（使用料等を徴収する事項及び使用料等の額）

第 2 条 使用料等を徴収する事項及び使用料等の額は、別表のとおりとする。

（使用料等の減免等）

第 3 条 市長は、特別の事情により使用料等を徴収することが適当でないと認められる者に対しては、その一部を減額し、又はその全部を免除することができる。

2 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、使用料等を延納させ、又は分納させることができる。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 2 条関係）

使用料等を徴収する事項		使用料等の額
診療等	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定による定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬算定方法」という。）その他の法令等に算定方法の定めのある診療又は介護サービスであって、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなるもの	診療報酬算定方法その他の法令等により算定した額（以下「健康保険等医療費」という。）
	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）又は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による療養の給付として行われる診療	健康保険等医療費に 100 分の 115 を乗じて得た額
	自動車（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療であって、健康保険法その他の社会	健康保険等医療費に 100 分の 200 を乗じて得た額

	保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外のもの	
	上記以外の診療	健康保険等医療費に 100 分の 150 を乗じて得た額
文書	死体検案書	1 通につき 6,600 円
	死亡診断書	1 通につき 4,400 円
	領収金額証明書（1 月分）	1 通につき 550 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 5,500 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常の程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 3,300 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 1,100 円
	上記以外の医師の証明を要しない証明書	1 通につき 550 円
	訪問診療、訪問看護等に利用する自動車	片道 2 キロメートルまで 220 円 片道 2 キロメートルを超える部分につき 1 キロメートル増すごとに 110 円
病室	216 号室、217 号室、233 号室、234 号室、333 号室及び 334 号室	1 室 1 日につき 6,600 円
	316 号室及び 317 号室	1 室 1 日につき 4,400 円
	201 号室、202 号室、203 号室、214 号室、215 号室、218 号室、219 号室、220 号室、221 号室、232 号室、301 号室、302 号室及び 332 号室	1 室 1 日につき 3,300 円
	テレビ及び冷蔵庫	1 組 1 日につき 330 円
	その他	原価又は実費を基礎として市長が別に定める額

備考

- 診療等に係る使用料等であって、消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなる診療等以外のものについては、上記の額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- 本市に住所を有しない者が利用する場合の病室の使用料（テレビ及び冷蔵庫の使用料を除く。）は、上記の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療等、施行日以後に交付する文書、施行日以後に行われる訪問診療等に係る自動車及び施行日以後に利用する病室の使用料等について適用し、施行日前に行われた診療等、施行

日前に交付した文書、施行日前に行われた訪問診療等に係る自動車及び施行日前に利用した病室の使用料等については、なお従前の例による。

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について

1 提案理由

国保病院の使用料及び手数料を改定するため、鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 149 号）の全部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 診療費

自動車損害賠償保障に係る診療費（自動車の運行により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療であって、健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外のものの診療費）について、健康保険等医療費に 100 分の 200（現行 100 分の 150）を乗じて得た額とする。

(2) 文書の交付に係る手数料

文書の交付に係る手数料について、次のとおり改正する。

改正前		改正後	
死体検案書	4,400 円	死体検案書	6,600 円
死亡診断書	3,300 円	死亡診断書	4,400 円
特殊診断書	4,400 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のもので規則で定めるもの	5,500 円
普通診断書 健康診断書 身体検査書 記載内容が複雑な証明書	2,200 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常の程度のもので規則で定めるもの	3,300 円
記載内容が簡単な証明書	550 円	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のもので規則で定めるもの	1,100 円
		領収金額証明書（1 月分） 医師の証明を要しない	550 円

		証明書	
--	--	-----	--

(3) 病室の使用料

ア 病室の使用料について、次のとおり改正する。

改正前		改正後	
個室A	5,500 円	216 号室 217 号室 233 号室 234 号室 333 号室 334 号室	6,600 円
個室B	4,400 円	316 号室 317 号室	4,400 円
個室C	1,980 円	201 号室 202 号室 203 号室 214 号室 215 号室 218 号室 219 号室 220 号室 221 号室 232 号室 301 号室 302 号室 332 号室	3,300 円

イ 本市に住所を有しない者が利用する場合の病室の使用料について、アの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(4) その他

この条例に定めのない事項に係る使用料等について、原価又は実費を基礎として市長が別に定める額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日